

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書（補正）

当社は、このたび、平成26年改正法附則第18条第1項の規定にもとづき申請を行った特定小売供給約款（2023年6月1日実施）において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、Ⅲ（契約種別および料金）、附則3（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）、附則11（低圧電力のお客さまについての特別措置）、附則12（臨時電力のお客さまについての特別措置）および附則13（農事用電力のお客さまについての特別措置）に定める料金率ならびに29（料金等のお知らせおよび請求）に定める発行手数料の金額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、附則3（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）に定める基準単価および離島基準単価、別表2（燃料費調整）に定める基準単価ならびに別表3（離島ユニバーサルサービス調整）に定める離島基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) III (契約種別および料金) に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯		
需要家料金		
1 契約につき	93.50	8.50
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	128.61	11.69
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	239.65	21.79
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	461.68	41.97
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	683.74	62.16
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,127.83	102.53
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	563.92	51.27
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	416.96	37.91
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	761.32	69.21
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	380.66	34.61
従量電灯A		
最低料金		
1 契約につき最初の9キロワット時まで	403.70	36.70
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	35.44	3.22

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
従量電灯 B		
基本料金		
契約電流10アンペア	374.00	34.00
契約電流15アンペア	561.00	51.00
契約電流20アンペア	748.00	68.00
契約電流30アンペア	1,122.00	102.00
契約電流40アンペア	1,496.00	136.00
契約電流50アンペア	1,870.00	170.00
契約電流60アンペア	2,244.00	204.00
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	35.44	3.22
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	41.73	3.79
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	45.45	4.13
最低月額料金		
1契約につき	403.70	36.70
従量電灯 C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	374.00	34.00
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	35.44	3.22
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	41.73	3.79
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	45.45	4.13

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	13.13	1.19
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	26.28	2.39
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	26.28	2.39
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	262.83	23.89
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	262.83	23.89
臨時電灯 B		
基本料金		
契約電流10アンペアにつき	411.40	37.40
電力量料金		
1キロワット時につき	50.00	4.55
臨時電灯 C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	411.40	37.40
電力量料金		
1キロワット時につき	50.00	4.55

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
公衆街路灯 A		
需要家料金		
1 契約につき	82.50	7.50
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	123.11	11.19
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	228.65	20.79
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	439.68	39.97
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	650.74	59.16
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,072.83	97.53
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	536.42	48.77
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	393.86	35.81
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	721.72	65.61
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	360.86	32.81
公衆街路灯 B		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	349.80	31.80
電力量料金		
1キロワット時につき	34.07	3.10
最低月額料金		
1契約につき	363.33	33.03
低圧電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	1,343.10	122.10
電力量料金		
1キロワット時につき	28.93	2.63
臨時電力		
定額制供給の場合		
契約電力1キロワット1日につき	316.04	28.73
従量制供給の場合		
電力量料金		
1キロワット時につき	34.72	3.16

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
農事用電力	円 銭	円 銭
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	782.10	71.10
電力量料金		
1キロワット時につき	26.28	2.39

(2) 29 (料金等のお知らせおよび請求) に定める発行手数料の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
(2)イの場合		
1料金の算定期間および1契約につき	110.00	10.00
(2)ロの場合		
1料金の算定期間および1契約につき	220.00	20.00

(3) 附則3 (農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置) に定める料金率等

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
契約使用期間		
最初の30日まで		
契約電力		
0.5キロワット	4,095.41	372.31
1キロワット	7,027.02	638.82
2キロワット	13,328.37	1,211.67
3キロワット	19,629.39	1,784.49
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	4,292.42	390.22
30日をこえる1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	64.21	5.84
1キロワット	128.41	11.67
2キロワット	256.84	23.35
3キロワット	385.25	35.02
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	128.41	11.67

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
(燃料費調整の基準単価)	円 銭厘	円 銭厘
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.284	0.026
1キロワット	0.568	0.052
2キロワット	1.136	0.103
3キロワット	1.704	0.155
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.568	0.052

区分および単位	離島基準単価	消費税等相当額
(離島ユニバーサルサービス調整の離島基準単価)	円 銭厘	円 銭厘
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.002	0.000
1キロワット	0.003	0.000
2キロワット	0.008	0.001
3キロワット	0.011	0.001
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.003	0.000

(4) 附則11（低圧電力のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金 契約電力1キロワットにつき	1,343.10	122.10
電力量料金 1キロワット時につき	28.93	2.63

(5) 附則12（臨時電力のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
電力量料金 1キロワット時につき	34.72	3.16

(6) 附則13（農事用電力のお客さまについての特別措置）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
基本料金 契約電力1キロワットにつき	782.10	71.10
電力量料金 1キロワット時につき	26.28	2.39

(7) 別表2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.671	0.061
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.342	0.122
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.683	0.244
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.025	0.366
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6.708	0.610
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3.354	0.305
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.003	0.182
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4.007	0.364
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2.003	0.182
(ロ) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.054	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.108	0.010
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.108	0.010
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.081	0.098
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.081	0.098
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.136	0.103
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.173	0.016

(8) 別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) に定める離島基準単価

区分および単位	離島基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.004	0.000
10ワットをこえ20ワットまでの1 灯につき	0.009	0.001
20ワットをこえ40ワットまでの1 灯につき	0.018	0.002
40ワットをこえ60ワットまでの1 灯につき	0.025	0.002
60ワットをこえ100ワットまでの 1灯につき	0.043	0.004
100ワットをこえる1灯につき50 ワットまでごとに	0.021	0.002
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器に つき	0.013	0.001
50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの1機器につき	0.025	0.002
100ボルトアンペアをこえる1機器 につき50ボルトアンペアまでごとに	0.013	0.001
(ロ) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの 場合	0.000	0.000
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	0.001	0.000
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100 ボルトアンペアまでごとに	0.001	0.000
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	0.007	0.001
総容量が1キロボルトアンペアを こえ3キロボルトアンペアまでの 場合1キロボルトアンペアまでご とに	0.007	0.001
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	0.008	0.001
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.001	0.000